

備考

- 一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ勤務スル僱員ニ對スル解雇手續（日給十円）
- ハ 本手當中ニ包含ス
- 一 僱員規程第二十二條ニ依リ増給スルコトヲ得サル者ニ對シテハ増給セズ
- 一 振興工業建設ニ依ル解雇者ニ對シテハ本標準ヲ適用セザルモノトス

(以上)

昭和六年四月一日
 水野一三二四號
 遊覽總監 丸山鶴吉

6. 4. 8
 2343

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會 局長 官殿
 各廳 府 縣 長 官 殿

東京市後業員組合等ノ解雇及對運動ニ関スル件 (十九)

要旨

- (1) 東京市三十三日八百七十五名ノ解雇ヲ發表ス
- (2) 東京市後業員組合等ニ對シテ解雇運動ヲ敢行遂散セシメラレ後業員大會ニ依リ代表者ヲ市會ニ送り要求書ヲ提出セシメ大衆動員セント志運散會セルヲ阻止セラル
- (3) 市代表ハ市會副議長ト交渉會十時五十分頃ニテ字領ヲ得ヌリ場ヲテリ
- (4) 市會運動等ニ於テ東京市三十三日八百七十五名ノ解雇ニ及ビタル者其數ハ八名僅儀ナ

標記運動具後ノ狀況左記ノ道ニ有之

- 一 東京市後業員組合等行動
- 二 東京市會ニ對スル動員狀況